福彩支援ニュース 第21号 2018.7

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】
吉廣慶子（みさと法律事務所）　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

言い尽くせぬ被害の実態。

5/16 第21回期日

原告3名の個別損害を陳述！

▼次回期日（第22回）も、ぜひ傍聴にお越し下さい！

2018年7/25（水）！14:00開廷

★ 傍聴希望の方は13：20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第21回期日（2018/5/16）報告

福彩支援事務局

2018年5月16日に開かれた福島原発さいたま訴訟（福彩訴訟）第21回期日には、28名の方が傍聴にお越しくださいました。ほんとうにありがとうございました。

原告側弁護士は、第51準備書面（被告国第12準備書面への反論「長期評価の信用性は複数の専門家証言で裏付けられていること」）を提出するとともに、原告の方々の損害を立証するための、**原告3名の意見陳述書が提出され、その内容を原告側弁護士が陳述**しました。

母子避難を余儀なくされたAさん。

夫と共に子供たちが健やかに育つことを願って購入した家、自然豊かな暮らし、子供会、両親を始めとした子育てを支えてくれた地域コミュニティー。全てが奪われました。

子供たちは小学校低学年から夫と離れ、中学、高校生となりました。その大切なときに、夫は関われませんでした。進学も、子供たちは夫に相談しませんでした。家計も逼迫しました。子供たちの甲状腺にのう胞ができ、健康に不安を感じています。事故がなければ。福島で健やかな子育てができるはずだった。

子供たちの放射性物質による健康被害をさけるため、母子避難をしたBさん。

避難に対する考え方の違いから夫婦のすれ違いが続き、その溝を埋めようもなく離婚。

子供たちへの罪悪感。周囲からすべてを非難されているような気持ちになり、外出すらできなくなってしまいました。原発事故は、家族の住む場所だけでなく、

心もばらばらにし、普通の暮らしをすべて壊しました。

退職後、自然に囲まれた福島で地域の活動などに取り組んでいたCさん。

事故発生後わずか5日の間に、着の身着のままで、4回も5回も、避難先の変更を余儀なくされました。両親は体調を崩し、事故の年の7月に他界。両親いずれとも死に目にあえませんでした。避難後は狭い避難所で、食事も息抜きも極めて狭い範囲にとどめられ、自分の殻に閉じこもるような生活をつづけました。親族とも散り散りになりました。会話も途絶えました。

住まいのあった場所は中間貯蔵施設ができることになり、もう戻る家はありません。ふるさとは、完全に破壊されました。家族のだれも福島県に帰ることは考えられません。

被告国や東電への不信感を到底ぬぐうことはできません。被告らには、被害者の目線に立って、責任や賠償のことを真剣に考えてもらいたいのです。

これらの言葉では言い尽くせない被害の実態を裁判所が真摯に受け止めることを求めていきます。

今回の期日に先立ち、**弁護団から、現地検証の申立てが行われました。**裁判官に実際に原告らの福島の避難元自宅を訪れてもらい、書面や写真だけでは伝わらない被害の実態を目の当たりにし、原告らの想いを知ってもらうための手続きです。

進行協議にて、被告は、現地検証について、反対の意見を述べ、次回期日にて書面で反論を述べるということですが、裁判所が、原告の被害の実態をきちんと検証することを求めていきます。

今後は、原告の皆さんの陳述書の提出が続きます。未曾有の被害の立証に弁護団・原告の皆さんが取り組んでいます。この裁判へ多くの皆様の関心とご支援をいただけますよう、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。

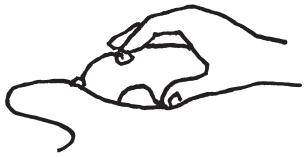

【次回以降の期日のお知らせ】

第22回期日 → 7月25日（水）午前**14時** 開廷

第23回期日 → 10月31日（水）午後**14時** 開廷

公正な判決を求める署名も引き続き集めています！

▶2018年6月30日時点で、**6,881筆**

さらなるご協力をお願いします。署名はこちらから。
http://fukusaishien.com/archives/549/

代理人意見陳述

2018年5月16日　福彩訴訟第21回期日

平成26年（ワ）第501号ほか
原　　告　　外
被　　告　　国，東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述
（世帯番号8，18，24の原告ら個別損害について）

平成30年5月16日
さいたま地方裁判所第2民事部　御中
原告ら訴訟代理人弁護士　吉　廣　慶　子　外

第1　世帯番号8の原告らについて

1　平成23年3月まで、原告8－2（以下「私」という。）は、夫と、小学2年生の双子の子供たちとともに、福島で平穏に過ごしていました。

平成23年から、私と子供たちは埼玉に避難しています。夫は福島に住んでいます。子供たちは、父親と離れ離れのまま、この春、高校生になりました。

私たち夫婦は、福島で、夫婦で、子供を育てていく予定でした。しかし、原発事故によって、私たち夫婦の人生設計が、大きく変わってしまいました。

2　私と夫は、もとから福島出身です。そして、結婚をして福島で家を買いました。家は、学校のすぐ隣で、山や自然が近くにあって、市街地も近くにあって、子育てにいいところでした。私たち夫婦は、そういう家

を買って、子供を育てていこうと思っていました。いざ子供を授かってみると、双子でした。もちろん、二人の子供を育てるのは本当に大変でしたが、私の家の周りには、習い事教室や町内会、子供会の活動、夫の両親の手伝い等、子育てを支えてくれる環境がたくさんありました。また、家も、一人一部屋用意できましたので、健やかに育てることができました。

3　この状況は震災で一転しました。震災直後、私たち夫婦も、避難をするかはとても悩みました。しかし、9歳の子供たちのことを考え、私の実家への避難を決意しました。

4　避難してみて、一番大きな影響は、夫と子供たちの別居です。

夫は、子育てでの大事な局面で、夫は十分にかかわることができませんでした。子供たちは、小学校の低学年から父親と別居し、そのまま小学校も、中学校も卒業して、埼玉の高校に進学してしまいました。子供たちの反抗期に、夫は私とともに子供をしつけ、導けませんでした。子供たちは、進路の悩みも、父親に相談できませんでした。もちろん、夫は頻繁に埼玉にきて、子供たちと会っています。しかし、そうはいっても、父親には埼玉の進学事情や子供の成績が十分にはわかりません。だから、息子は父親に相談しませんでした。避難がなければ、こんな関係にはならずにすんだはずです。

また、夫も一人暮らしで寂しい思いをしています。コンビニの弁当を食べているようです。月に数度、埼玉を訪問するのも負担のようです。

さらに、子供たちにとっても、環境の変化による影響はとても大きいものでした。福島の友人と離れ離れになってしまいました。習い事もやめてしまいました。部屋の数も減って、自分の部屋がなくなってしまいました。子供たちは、今も、自分で努力して福島の友人との交流を維持しています。

避難して、家計も逼迫しました。これらの苦労すべて、原発事故さえなければなかった負担です。

今なお、避難を継続するか否かについては悩みもあります。福島の安全性はどうなのか。国を含めて、誰もが、「自分は正しいから自分を信じろ」といって様々な情報を出しています。しかし、誰を信じてよいのか、私には分かりません。子供たちの甲状腺に嚢胞が見つかりました。私は、子どもの健康に大きな不安を持っています。

5　これまでの言い分でお分かりの通り、私たち家族の生活プランは、原発事故のせいで、その避難をきっかけに、台無しになってしまいました。私たちの、今なお捨てられない、「本当は福島で子育てできるはずだったのに」という思いを酌んでください。

第2　世帯番号18の原告らについて

1　原告18－1（以下「私」という。）は，放射性物質による健康被害を避けるため，当時5歳の長男と3歳の長女を連れて，いわき市の自宅から避難しました。現在も埼玉県内の県営住宅で避難生活を続けています。

2　私は、夫、長男、長女と共にいわき市で生活していました。長男の出産を機にマイホームを購入し、家族4人で、この自宅で、このいわき市でずっと過ごすつもりでした。これは、私たち夫婦のそれぞれの経験に基づく、夫婦の共通の願いでした。共働きでしたので、夫婦で家事育児を協力し、日常生活の中では四季折々の自然の恵みを十分に味わい、平穏な家族生活を送っていました。

それが、この原発事故で一変しました。第1、第3原発の爆発をみて、とにかく子供の健康を第一に考え母子避難を始めました。しかし、避難生活の中、沢山の苦労と葛藤を繰り返しました。

3　最初にぶつかったのは子どもの保育園の問題でした。私は子どもたちには、毎日泥んこ真っ黒になって遊びながら、大自然の中で伸び伸びと育ってほしいと、私なりのこだわりを持って育てていました。いわき市で通わせる保育園を決める際には、この点はとても重視ました。埼玉でも私の願いを実践できる保育園が見つかりました。しかし、子どもたちの安定した生活を確保すること、すなわち住まい、食事、そのための仕事を確保することをまずは優先しなければならず、希望の保育園に通わせることは断念せざるを得ませんでした。わずか1週間の中で苦渋の決断でした。原発事故がなく、いわき市で普通に過ごしていたら容易だった普通の願いを奪われた悔しさは一生消えません。

4　また、私は原発事故があった年の11月に離婚をし

ました。避難に対する考え方の違いから、夫婦のすれ違いが続き、その溝は埋めようもなく深くなってしまったのです。私にとっては子どもの命が何物にも代えがたい最優先するべきものでしたが、いわきで生まれ育った夫にとってはそれと同じくらい、いわきも捨てられない土地だったのだと思います。原発事故がなければ、住む場所のことで、夫婦が離婚しなければならなくなることなど、決してなかったと思います。

原発事故によって、母子避難をし、父親と日々一緒に生活することを子供たちから奪っただけでなく、両親が揃わなくなってしまったことついて、子どもたちに対する罪悪感はとても大きいです。また、子どもたちはとても傷付いたと思います。

5　母子避難を始めてから、子どもたちには、心にも体にも相当の負担がかかっていたのでしょう。あちこち体の不調を訴えました。仕事に家事、育児、病院通いの中で、私も徐々に精神的余裕をなくしました。先の見えない不安感、突然襲われるめまいや浮遊感が現れ始め、仕事で疲れているはずなのに眠れない日々が続くようになりました。イライラが募って子どもに怒鳴ってしまったり、逆に罪悪感にさいなまれました。精神的にも肉体的にもギリギリの状態でした。そしてついに、家から外に出られなくなりました。周囲からすべてを非難されているような気持ちになり、外に出ることが怖くてたまりませんでした。原発事故は、私たち家族の住む場所だけでなく心までバラバラにしてしまったのです。

原発事故は私たちの普通の生活を全て壊してしまったのだということを国にも東電にも、きちんと認めて謝ってほしいのです。

第3　世帯番号24の原告らについて

1　原告24－2（以下「私」という。）は、本件事故当時、福島第1原発から約3㎞ほど北西側の方向にある双葉町で、夫や子らと家族で生活していました。

私と夫は、すでに仕事を退職し、海釣りに勤しんだり、また地域の活動に力を入れるという生活をしていました。働き盛りを迎えていた同居の2人の子は、それぞれ地元の職場に勤務していました。

2　本件事故のため、私たちは双葉町からの避難を余儀なくされました。当初の避難先であった親族宅や実家が、避難指示の区域に続々編入され、私たちは、本件事故発生後わずか5日の間に、ほぼ着の身着のままの状態で、4回も5回も、避難先の変更を余儀なくされました。慌ただしい避難とそれに伴う環境の急変の中で、途中から避難行動を共にした私の両親は、ともに体調を崩し、父親はこの年の7月に他界しました。避難前の父親は、高齢だったとはいえ、死に瀕しているような状態にはありませんでした。結局、私は、両親いずれとも死に目に会えませんでした。本件事故による避難がなければ、このようなことはありえなかったと思います。

埼玉への避難後、私たちは旧騎西高校の避難所において、1年数ヶ月にわたる避難生活を送りました。かつて高校の教室であった部屋では、別々の数家族が、隣り合わせの生活となり、私たちは、かつてあまり反りの合わなかった家族とも、間仕切りを高くする等して、当たり障りのない生活をすることに努めました。私たち皆が、狭い避難所で、食事や息抜き等も極めて限られた範囲に止められる中、自分の殻に閉じこもるような生活を続けました。

3　私たちの親族は、本件事故前、双葉郡やその周辺で、お互いさほど遠くない地域に生活し、法事や盆正月、農繁期をはじめ、お互い頻繁に行き来をしておりました。私の母もまだ元気で、私や姉とでちょくちょく出かけていました。米はいつも分けてもらい、他で買う必要はありませんでした。しかし、本件事故による避難の強制で、私たちも親族らも、皆遠く、散り散りとなってしまいました。お互いの交流はほぼ途絶えました。また、私の家族の中でも、ささいなことから、お互いの関係がもつれがちとなり、会話も途絶えるようになってしまいました。

夫は、双葉町としての繋がりをなんとか保ちたいと、旧騎西高校の避難所が閉鎖される直前まで、敢えて残っていました。しかし、避難所は閉鎖され、アパートへ転居した夫は、ひたすらテレビを見たり、黙って座っていることが多くなりました。

4　双葉町の私たちの住まいのあった場所には、中間貯蔵施設が出来ることになっています。私たちには、戻る家がないということです。双葉町に存在していたコミュニティ、そして私たちの「ふるさと」は、完全

に破壊されました。私たち家族の誰も、福島県へ帰る考えすらありません。仮に避難指示が解除され、大丈夫と言われたとしても、もはや被告国や被告東電に対する不信感は、ぬぐうことができず、到底帰るという考えにはなれないのです。

自然に囲まれた長閑な双葉町での生活を取り戻すことが出来ないと思うと、深く悲しみに沈んでしまいます。なので、そういうことは考えず、日々の生活に没頭し、常に前を向くよう努力し続けています。

被告らには、原発事故の現実を受け止め、被害者の目線に立って、責任や賠償のことを真剣に考えてもらいたいと思います。

以　上

2017年度首都圏避難者状況調査報告

愛甲 裕（震災支援ネットワーク埼玉）

震災支援ネットワーク埼玉（SSN）では、原発事故により首都圏への避難世帯を対象に、2012年より毎年1回アンケート調査を実施しています。2015年度からは、うつ病・不安障害などのこころの不調を確認するために、厚生労働省による国民生活基礎調査でも用いられている「K6」というスクリーニングテストを採用しています。

24点満点によるこのテストのスコアが13点以上の場合、一般的にうつの可能性が疑われる基準となり、17点以上となると強いうつ・不安障害が疑われる状況となります。

今回の集計では、20.2%がうつの可能性が、10.8%が強いうつの可能性があるという結果となっており、首都圏避難者のこころの問題は深刻な状況を示しています。

ここ数年、自由記述欄には、うつ病で心療内科、精神科で治療中であるという記述が目立つようになっています。こころの問題は長期に及んでおり、不安となる要因は、避難生活の中では尽きることがありません。

眠れない、生きるのが辛い

「生きるのが辛いと思うことがありますか」という質問に対しては、「よくある、少しある」を合わせると35.6%に、「食事がとれないことがありますか」という設問では「よくある、少しある」が22.5%、さらに、「睡眠がとれないことがありますか」という設問では「よくある、少しある」が53.8%と半数を超えています。

生活費の心配とうつのリスク

生活費に心配がある場合は、うつの出現リスクが、「全く/あまり心配ない」場合と比べて、3.9倍となっています。

身近な相談相手の有無とうつのリスク

身近に悩み・気がかり・困ったことを相談する人がいない場合、いる場合に比べて3.4倍のうつの出現リスクとなっています。

補償賠償問題とうつのリスク

補償賠償に心配がある場合、ない場合と比べて、うつの出現リスクは3.2倍となる結果となっています。

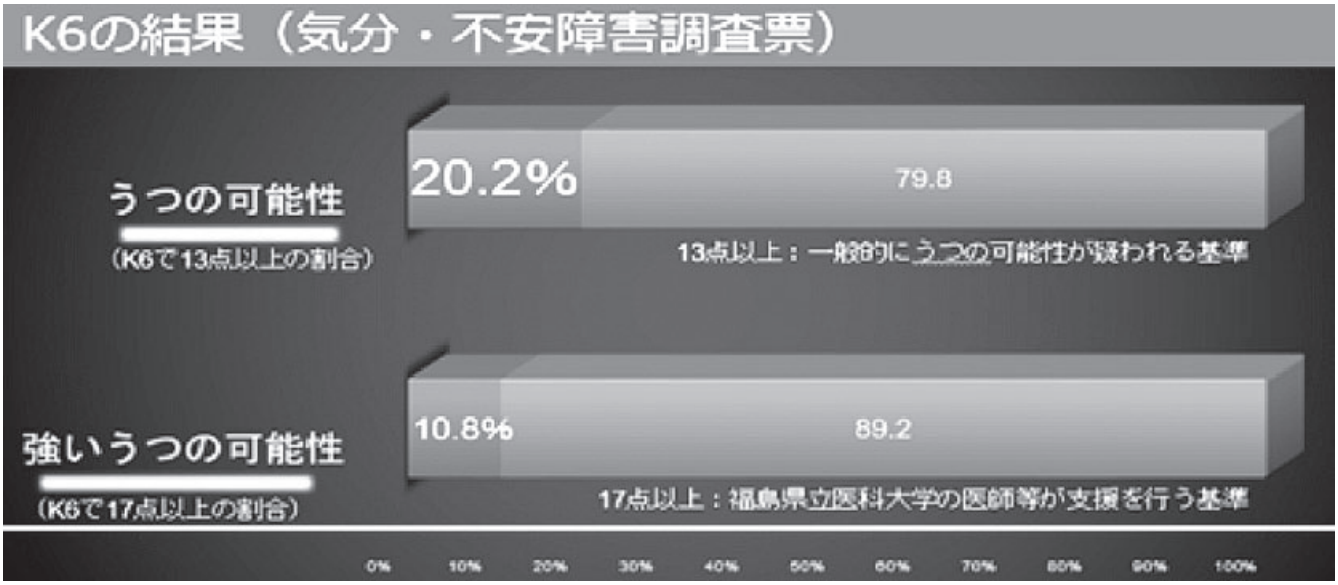

高まる自殺リスク

回答用紙の中に「死」という文字が目立つようになったのは2014年あたりのこと。直接的な表現に大きな衝撃を受けました。年々、増えている印象です。アンケートの回答用紙の記述の中で、うつ病であることを記載し、ご回答いただく方は女性の方が多い状況です。

SSNとつながることができた方には臨床心理士が定期的に電話でじっくりとお話をお聞かせいただきながら、必要に応じて当団体の心療内科医に相談しながら、医療機関へつなぐケースもあります。

一方で、男性の方の”うつ”に関する記述は、ご自身によるものは少ない状況で、配偶者の方からのものが多くを占めています。

特に、50代前後の男性の場合、年金受給可能な年齢まで、まだ何年も要する状況にあります。さらには、発災以降のデフレによる不況の影響もあって、仕事が見つからない状況が続いています。さらに就労できない期間が長期にわたることで、ますます仕事から遠ざかってしまうことで、外出もできなくなり、引きこもるケースが多く見受けられます。

生活費・仕事・生活における課題

生活面での悩み・不安についてお尋ねしてみると、経済面、仕事面、高齢化が悩み・不安要因として大きい状況でした。

特に、自主避難となる方の苦悩は長期間に及んでおり、こころの状態は深刻化している方が多いようです。課題の一つとして、介護保険の利用、地域包括への相談、就労支援、生活困窮者支援などの地域の住民サービスにつながっていない可能性が考えられます。

住宅に関する課題

住宅に関しては、家賃賠償終了に関しての不安、避難住居の家賃、避難元住居の修繕費、固定資産税について、避難先/移住先住居における近隣住民との関係、地元の住宅、土地の処分に関する問題、今後の住宅確保に関しての問題など、多岐にわたっています。

自由記述欄をひとつひとつ拝見させていただいていると、1、避難元の住居をどうするか、2、これからの住まいをどうするか、という問題に加えて、3、すぐに決める事ができず、慎重にじっくりと考えたいが、その考える間の”仮住まい”そのものに不安がある、という状況が見えてきます。

福彩訴訟・原告はいま（3）

河井加緒理さん（いわき市から母子避難）

●河井加緒理さんは福島県いわき市から埼玉県に母子避難。第3次訴訟から福彩訴訟に加わり2015年11月の第8回期日で原告意見陳述を行っています。避難と訴訟までの経緯は、今号（本誌3ページ：世帯番号18の原告）に掲載されています。現在、准看護師の資格を取るために多忙な日々を過ごしていらっしゃる河井さんの「いま」について、インタビューを行いました。（記録・文責：福彩支援事務局）

いま、准看護師の資格を取るために毎日東松山の学校に通っています。准看護師は県知事資格で、来春試験を受けて4月に卒業。6月からは座学じゃなく実習に入っています。一週間〜二週間単位で実際にいろいろな病院に行って、明日からは保育園実習です。座学のほうが全然楽ですね（笑）。研修に行く病院によっては朝6時半くらいに出なければならないので、中学生の長男と小学5年の長女は、自分たちでご飯食べて、戸締まりをして学校に行きます。

看護にはもともとちょっと興味があったんです。こっち（埼玉県毛呂山町）にきて最初に働いたのが埼玉医大の看護助手だったから。この仕事はいいなと思いつつ、生活のドタバタでそんなことは目指せなくて、辛くて。でも、やっと自分の思っていたことに向かえるようになったのは…何でだろう。やっぱり苦しんでいる人の横にいてあげたい、というのがあります。結局、わたしもみんなに支えられて、助けられて、今ここにあるように。そういう存在に自分もなりたいなって。助けるまでは行かなくても、隣にいて苦しかったねって言ってあげられるような存在になりたいなあと思って看護師になれたらいいなって思ったんです。一分でも一秒でも、その人の笑顔の時間を増やしてあげたいとずーっと思ってて、看護師の技術とかよりも、その人の笑顔でいる時間が増えればいいなって。

いま、金曜と土曜の夜に駅前の飲食店でアルバイト

してるんだけど、その時もお客さんに笑顔でいてほしい、自分が苦しくて、笑うことも忘れて、がむしゃらだった時があったから。一回しかない人生なんだから笑顔でいてほしい。どんな状況であろうと、お客さんは楽しみに来ているわけだから、笑顔でいい気持ちで帰ってほしいなって、接客しながら思います。何ができるって何もないけれど、笑っててほしい、そんな風に思っています。

共感してくれる人がなければ孤立無援。一人なんだ、誰も助けてくれない、世の中ってそんなものなんだって思っていたけれど、フリーライターの吉田千亜さん（岩波新書『ルポ　母子避難――消されゆく原発事故被害者』の著者）に会って、一歩踏み出せばそうでもないんだって思えるようになって。

苦しい人には「一人じゃないよ、共感してくれる人がきっといるよ」って声をかけてあげたい。子供たちには申し訳ないと思うけれど、今、子どもたちは理解してくれている。ママ頑張ってるって。今も近くには助けてくれる人はいないけれど、ちゃんと分かってて応援してくれている人たちがいる。そんな存在が見えているじゃないですか。福彩支援の人たちだったり、吉田千亜さんだったり、私たちのことを心配してくれる人がいるってことをわかっているから。

「助けて」って言うのが、わたしは苦手なんですね。だからギリギリまで頑張っちゃうんだけど、それすらわかっていて「いつでも助けてって言っていいんだからね」って。保険じゃないけれど、ちゃんと見守っていてくれる人の存在がわかるからこそ、今の状況を変えられる。福島原発さいたま訴訟の第3次訴訟に加わったのも、「福玉だより」の自主避難者の集まりで吉田千亜さんに会って、その時に弁護士の小林玲子先生がいらした。お金がないという問題だけならADR（裁判外紛争解決手続き）という方法もあったんだけど、訴訟に参加したのは……なにより謝ってほしかったんですよね。

国とかを相手に裁判するって、理解のない人は「お金目当て」って思うじゃないですか。でも、いくらお金を積まれても、今の状況を元に戻すことなんて絶対にできない。こんな話はおかしいかもしれないけれど、一銭もいらないから、ちゃんとした謝罪をしてほしい。原告に対してもそうだし、公の場で罪を認め、謝ってほしい。それだけですよね。それがあれば、その先は自分で頑張る、なんとか踏ん張って生きていく。たとえ裁判で勝ったとしても、誤りもしないで、金を払ったらそれでいいんだろうって言われたら、なんにもすっきりはしないでしょう。弁護士さんの法律的な考えとは、感覚が違うんですけど（笑）

結局、原発事故で県外に避難した人たちは「裏切り者」扱いされて、また福島に戻ってもその状態は同じ。逆に、避難したひとが地元に残った人を「子どもを守れているの」と批判するのも見ているけれど、それは違うんじゃないかなと。動けない状況だってあるし、すべてを受け入れて福島にとどまるっていうのは相当な覚悟なのに、お互いの違うことを責めちゃうんですよね。それはすごく悲しいなって。その時に守りたかったものを守って今の結果があるわけだから、それを互いに責めるようなことをしちゃいけない。

原発事故のあと、埼玉に避難する途中の避難所で、強制避難させられた男性から「戻れる場所があるやつは帰れ」って子どもたちが怒鳴られて。時間がたってもその心の傷はずっと癒えない。だから避難者の集まりなんかあっても行かなかった。平日はもちろん、土日は疲れちゃったこともありますが。

准看護師は、正看護師と実際の業務はあまり変わらないんだけれど、給与や待遇が違うし、病院の規定で注射ができるとかできないとかの差があります。だからやっぱり正看になりたいし、准看護師だとその先の資格がない。正看を取ると、その先、それぞれの専門分野の看護師の資格を目指せるんです。いま2年制の学校に通うか、3年制の定時制に通うか悩んでいます。

福彩ニュースは、事務局の裁判期日の報告や原告の声などは読みますが、正直、裁判の意見陳述は読まないですね（笑）。読んでも難しくてわからないし、また辛いんです。

（「福彩ニュースに注文することはないですか」という質問に）いえ、ないですよ（笑）。こういうニュースが来るだけで、ちゃんと見守ってくれている人がいると思うと、それだけで嬉しいっていうか…。「裁判やりました、やってます。でも傍聴に行けない」。それでこういうニュースもなかったらどうなっちゃってたんだろ

うと…。

傍聴には行けないけれど、こういうニュースが届くと、裁判を見ていてくれる人がいる、応援してくてる人がいるって実感する。それだけで勇気になります。

みんなの生活の中から、あの3.11の原発事故が忘れ去られていますね。でも、だからといって何もできない、何もしてあげられない、なんて悩んでほしくない。常日ごろ悩まなくてもいいから、3.11とか節目の時期になったら真剣に考えてほしい。原告の人も支援の人も、裁判や運動ばかりでなく自分の人生も生きてほしい。事故のことを知ってもらうことは大事だけれど、国や東電に左右されるばかりの人生で終わってほしくない、と思ってて…。

「3.11を忘れない」なんて集まりに呼ばれてあちこちで事故のことを訴えてきたけれど、それだけでは生きていけないし、何の傷も癒えない。正直に言えば忘れたいですよ（笑）。もちろん忘れてはいけないし、その傷を抱えてもいるからこそ、節目節目では真剣に考えなければいけない。

みんなが忘れちゃったら、きっとまた同じようなことが起こる。また多くの弱い人たちを傷つける歴史が繰り返される。だから忘れちゃいけない。伝えなきゃいけないって部分で伝えているのは確かなんですけれど、一方でいまはわたしの人生を楽しみたい気持ちもある。いつまでも原発事故被害者ってレッテルで見られがちじゃないですか。でもわたしは一人の河井加緒理っていう人間で、原発事故で人生を左右されたけれど、今なんとか頑張って生きているんだよって。「いつまでも被害者って見ないで！　わたしはわたしで今頑張っているんだから、河井加緒理という一人の人間として見て」って、今はそんな気持ちです。

（2018年6月17日）

河井さんが経験された苛酷な現実は、この紙面では伝えきれません。吉田千亜『ルポ　母子避難――消されゆく原発事故被害者』（岩波新書）に、河井さんをはじめ母子避難者の現状が克明に描かれています。ご一読をおすすめします。

福彩訴訟・原告はいま（4）

第10回原告交流会に寄せられたおはがきから

5月16日の第10回原告交流会に寄せられた原告のみなさんのお便りから抜粋しました。埼玉で提訴しながら、その後福島県に戻られた方も多く、仕事や生活、距離や交通費などの問題が重なって、浦和までいらっしゃることがなかなか難しいという現状を感じます。

原告交流会の出欠はがきに近況や裁判へのご意見・ご感想、あるいはご相談をいただければ、原告のみなさん、あるいは弁護団や支援者との交流の縁（よすが）となり、またこのニュースを通してお答えをすることもできます。ぜひよろしくお願いいたします。

●前回は、日曜日だったにもかかわらず行けなくてごめんなさい。

学校の方が大変なのと、浦和が遠くてなかなかいけなくてごめんなさい。

皆さんが元気でいること、願っています。皆さんに逢いに行くタイミングがありますように。

私も日々努力します。

●前回はお世話になりました。皆様にとって有意義な会となるよう、お祈り致します。

●お世話さまになっております。引っ越し準備のため出席できません。

●いつもお世話になっております。いろいろな裁判で結審されているようですが、埼玉の場合、現時点でどのあたりまで進んでいるのか知りたいです。今後とも、よろしくお願いいたします。

●いつも出席できなくてすみません。

●初めての参加になります。
よろしくお願いします。

福彩訴訟――これからの展望

北浦恵美（福島原発さいたま訴訟を支援する会代表）

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月18日の第1回期日から4年1か月が経ち、次回7月25日午後2時より、第22回目の期日を迎えます。

この間、**「傍聴席を満席にする」という支援する会として一番大切な役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をいただいてきました**。本当にありがとうございました。

法廷では、被害者自身の言葉で語られる原告陳述、弁護団の熱のこもった東電と国の責任を追及する書面の陳述、責任を回避する主張を繰り返す国と東電の対応等々、傍聴の場でしかわからない様々な場面が繰り広げられてきました。

多くの人々の生活を根底から奪うという未曾有の被害。ある日突然、もう家には帰れない、仕事もできなくなる、そんな被害を受けた人々の悔しさ、無念、理不尽さ、いくら言葉を重ねても、その傷はふさがりません。それでも責任はない、と主張する国と東電に対峙して、大きな怒りと共に、闘っています。

その責任と原因追究、被害賠償、2度と繰り返さないこと、これらがうやむやにされることがあってはなりません。この裁判は、一人一人の被害者が、国と東電に対し、それらすべてを求めるものです。

現在、30世帯96名の原告の方々が闘っていらっしゃいます。今後、裁判は原告本人が法廷の場で証言する手続きや、専門家証人尋問などの手続きに入っていきます。

被害者の言葉にこそ、真実があります。その言葉に耳を傾けることでしか、これからの未来は築けないはずです。

被害回復もなされないまま7年が経ち、次々と出される原発安全審査、再稼働、自主避難者に対する唯一の支援策だった住宅の無償提供の打ち切り、「帰宅困難区域」を除く地域の避難指示解除、避難慰謝料の打ち切りなど、原発事故を忘れようとしているとしか思えないような理不尽な政策の数々。**避難者のみなさんは、懐かしいふるさとに「帰らない」のではない、「帰れない」のです**。決して忘れてはならないことです。私たちは、まだ、この被害に対して、責任をとっていません。だれも、責任をとっていません。

裁判では、一人ひとりの被害に向き合い、事故の責任を追及する丁寧な主張を積み重ねてきました。他地域での裁判の結果も続々と出ています。

これ以上、被害者の皆さんが政府のご都合主義に振り回され、精神的に追い打ちをかけられるような状況を許してはならない。司法の場で、一人一人の権利がないがしろにされるようなことがあってはならない。**原告の皆さんと弁護団と共に、満席の傍聴席から、この裁判を見守っていきましょう**。

満席の傍聴席は会員の皆様のお一人お一人が足を運んでくださることで実現できます。毎回の期日の際に、足を運んでくださる支援の会の皆様の言葉をお聞きし、想いを同じくする仲間が多くいることに本当に勇気づけられます。この裁判は、私たち自身に関わる裁判である、と思います。

裁判所に公正な判決を求める署名は、現在6,881筆集まっています。目標の1万までもうひと踏ん張り、改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。

次回期日7月25日の裁判終了後に総会を開いて、会員の皆様に、この1年の活動報告、会計報告を行い、今後の活動方針について議論をしたいと思っています。ぜひ、皆様足をお運びください。

2018年度福彩支援・年次総会のお知らせ

☞ 福島原発さいたま訴訟を支援する会総会

1）2017 年度活動報告
2）会計報告・会計監査報告
3）2018 年度活動方針

【2018年度・福彩支援活動方針】（昨年度方針を継続）

1）原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
2）裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
3）原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
4）裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱいに!!
5）会員を拡大しカンパを募ります。

福島原発さいたま訴訟を支援する会　役員（2018/7/25）

代　　表　北浦　恵美
会　　計　内田　ちか・森　斌
会計監査　前田　妙子
運営委員　愛甲　　裕・猪俣　　正
（50 音順）　岡本　卓大・井草　志乃
桂川　　潤・川村　由香
小林　哲彦・前田　俊宜
松浦麻里沙・湯澤　安治
吉廣　慶子

福彩訴訟の経緯と活動報告（2018/7/25現在）

2014/3/10　福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どり、損害賠償請求訴訟（福島原発さいたま訴訟／略称：福彩訴訟）をさいたま地裁に提訴

2014/5/21　福井地裁、関西電力大飯原発3，4号機の運転差し止めを命じる。

2014/6/18　さいたま地裁101号法廷（脇 由紀裁判長）にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。「福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）」結成集会。以降、期日後に裁判の進行状況やさまざまな関連情報を伝える「福彩支援ニュース」を発行。

2015/1/19　福彩訴訟・第2次追加提訴

2015/6/19　原発事故を巡る株主代表訴訟（東京地裁）で、東電が2008年、福島第一原発について「津波対策は不可避」と記した内部文書を作成・検討していたことが判明（文書は会議後に回収）。

2015/8/25　福彩訴訟・第3次追加提訴

2016/1/27　福彩訴訟・第9回口頭弁論
「津波高15m超は想定外」と主張する東電が、じつは2008年時点で「津波対策は不可避」と想定していた内部文書を、原告弁護団が入手し公開。対応を先送りした東電の重過失が明るみに。
裁判に先立って、第1回の福彩訴訟原告交流会。
→ 以降、原則として裁判期日の開廷前に原告交流会を開催。

2016/12/13　福彩訴訟・第4次追加提訴

2017/1/11　福彩訴訟・第14回口頭弁論
原告側、避難の正当性を主張し、原発事故の補償基準を自賠責保険に準じるとする原賠審の基準策定（中間指針等）を批判。

2017/3/5　上映実行委員会形式で「太陽の蓋」自主上映会
（さいたま共済会館／有料入場者数 106名）

2017/3/17　群馬訴訟で前橋地裁（原道子裁判長）が国と東電の賠償責任を認定。**全国30ヶ所で提訴されている原発避難訴訟で初めての判決。国の責任を認めたことに大きな意義。**

2017/3/22　福彩訴訟・第15回口頭弁論
第4次追加提訴から合流した広野町在住の女性原告が意見陳述。
→ 開廷前に、第7回原告交流会。

2017/3/28　大阪地裁、高浜原発の再稼働を認める判決。運転差し止めを命じた大津地裁決定が一年で覆る。
2017/3/31　福島県が自主避難者への住宅支援を一方的に打ち切り。1万5327人（1月末現在）が”新たな自主避難者”となる。支援継続を求めて87,000人が署名。

2017/5/24　福彩訴訟・第16回口頭弁論。裁判長が脇由紀氏から岡部純子氏に交替。開廷前に、第8回原告交流会。

2017/7/19　福彩訴訟・第17回口頭弁論
「弁論更新」となったこの期日で、国と東電が初めて口頭で意見陳述を行い、「原告らの主張には理由がない」と強調。

2017/8/18　「トモダチ作戦で被爆」の米空母乗組員ら150人が東電らに対し、5500億円の医療基金を求め米カリフォルニア州連邦裁判所に提訴。

2017/9/22　原発避難訴訟**千葉訴訟**、千葉地裁、国の責任は認めず、東電に賠償命令。いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」を認める。

2017/10/4　福彩訴訟・第18回口頭弁論
2017年度福彩支援年次総会。会員数は2017年6月末で199名
「公正な判決を求める署名」、8/17時点で、6,526筆。
→開廷前に、第9回原告交流会

2017/10/10　被災者約3800人が原告となった最大級の損害賠償請求訴訟（「**なりわい訴訟**」）で福島地裁判決。国と東電の賠償責任を認定。国の責任は二次的とし、責任割合を東電の二分の一とする。

2017/12/20　福彩訴訟・第19回口頭弁論
原告側弁護士、国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバー氏が、低線量被ばくの危険性を指摘し、「避難者は、年間1mSvになってはじめて、帰還を推奨されるべきである」と勧告していることをあげ、避難の合理性は明らかであること。また本件事故は「包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害された、未だかつてない被害であると主張し、原告ら精神的苦痛がすべて補填されたかのように言う東電の主張は失当であると意見陳述。
→開廷時間が大幅に早まり、開廷前の原告交流会を二回延期。

2018/1/27　原発被害者訴訟全国支援ネットワーク結成会

2018/2/7　福島県南相馬市小高区の住民らが東電を相手に提訴した損害賠償訴訟で、東京地裁が東電に11億円の賠償命令。（ただし賠償額は請求の約一割程度にとどまる）

2018/2/12　→福彩訴訟・拡大原告交流会

2018/2/20　福島地裁、原発事故による避難指示を苦に102歳で自殺した飯舘村の大久保文雄さんの遺族への賠償を東電に命じる。

2018/2/21　福彩訴訟・第20回口頭弁論
原告側弁護士、第49準備書面（補償の不十分さの解説）、第50準備書面（原告らの避難の相当性を裏付け）を提出。
　原告らに共通する精神的損害について具体的に列挙し、損害に対する賠償がまったくされていないか、きわめて不十分であることを意見陳述。

2018/3/10　上映実行委員会形式で「日本と再生」自主上映会。
家族が埼玉県に避難している福彩訴訟原告の瀬川芳伸さん（教員・郡山市在住）が原告アピール。（さいたま市産業文化センター）

2018/3/11　東日本大震災の発生から7年。
この時点で、いまだ約7万3000人が避難生活を送る。

2018/3/15　原発避難訴訟京都訴訟　**京都地裁**が国と東電の賠償責任を認定。「自主避難者」について避難の相当性を認めた点に意義があるが、原則として避難が平成24（2012）年4月1日までの避難者に限っていることが問題。

2018/3/16　原発避難訴訟**首都圏訴訟**　東京地裁が国と東電の賠償責任を認定。しかし、賠償額の認定は請求の1割以下にとどまり、きわめて短い期間にしか避難継続の合理性を認めていないという問題点も。

2018/3/22　福島地裁いわき支部、地域住民133人が提訴した原発避難訴訟で、東電に6億円の賠償命令（請求額の5%に満たず）

2018/4/6　福島第1原発事故の慰謝料増額を求め、福島県浪江町民約1万5000人が申し立てた国の裁判外紛争解決手続き（ADR）について、東電が和解を拒否。原子力損害賠償紛争解決センターが和解手続きの打ち切りを通知。

2018/4/25　福彩支援ニュース第20号を発行。この号より紙面を12ページに増やす（従来は8ページ）。

2018/5/16　福彩訴訟・第21回口頭弁論
原告側弁護士、第51準備書面（被告国第12準備書面への反論「長期評価の信用性は複数の専門家証言で裏付けられていること」）を提出するとともに、原告の方々の損害を立証するための、原告3名の意見陳述書が提出され、その内容を原告側弁護士が陳述。
→開廷前に、第10回原告交流会。

2018/5/28　飯舘村住民294人のADR申立に対し、東電が和解を拒否。浪江町民との和解拒否に続きADR制度の意義が揺らぐ。

2018/6/27　東電のADR拒否を強く批判していた浪江町町長の馬場有（たもつ）さんが死去。
映画『日本と原発』で語ったことば。「立場が逆でしょう…。東電と国がわたしたちに頭を下げて許しを請い、責任をもって補償に当たるべきなのに、なぜ被害を受けた側が頭を下げ、補償を請わなければならないのか」。

2018/7/9　福彩支援ニュース第21号を発行。

2018/7/19　横浜地裁、神奈川訴訟結審（最終弁論）

2018/7/25　福彩訴訟・第22回口頭弁論
原告に対する被告国の反論（意見陳述）が行われる予定。
閉廷後に、2018年度福彩支援年次総会。
2018年6月末で、**原告数は30世帯96名。福彩支援会員数は208**名、2016年4月に開始した「公正な判決を求める署名」が6,881筆。
→開廷前に、第11回原告交流会を開催。

福島原発さいたま訴訟を支援する会　決算報告

2017年7月1日～2018年6月30日

収入

項　目	金　額
前年度繰越	816,516
会費	99,000
カンパ	139,000
「日本と再生」チケット・当日カンパ	24,990
その他（預金利子・他）	4
合計	1,079,510

支出

項　目	金　額
ニュース発行（No16～20）	122,504
裁判資料作成（17～21 回）	8,274
通信費	46,396
「日本と再生」上映費用	119,719
原告の集い（5～9 回）	26,416
その他（懇親会茶菓子等）	24,191
合計	347,500

福島原発さいたま訴訟を支援する会　会員

2018年6月30日現在　**208名**

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	19 名
神奈川県	7 名
千葉県・長崎県	各 2 名
大阪府・福島県・宮城県	各 1 名
埼玉県	175 名
さいたま市	64 名
所沢市	31 名
久喜市	13 名
川越市	9 名
新座市	6 名
川口市・三郷市・上尾市	各 5 名
越谷市・秩父市・加須市・志木市・春日部市	各 3 名
戸田市・朝霞市	各 2 名
日高市・狭山市・和光市・ふじみの市・飯能市 蕨市・入間市・北本市・吉川市・羽生市・蓮田市 草加市・熊谷市・三芳町・伊奈町・寄居町・長瀞町 皆野町	各 1 名

残額：1,079,510円－347,500円＝732,010円は、次年度に繰越します。

上記のとおり報告致します。　2018 年 7 月 1 日　代　表　北浦　恵美
会　計　内田　ちか・森　斌

上記決算報告について、適正な執行であることを認めます。

2018 年 7 月 1 日　会計監査　前田　妙子

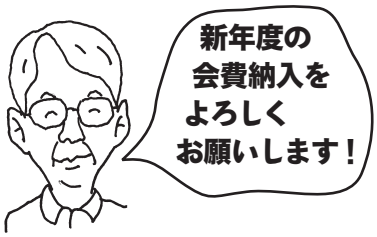

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50音順、2017/6/30現在）

梓澤　和幸　弁護士、NPJ 代表
安藤　聡彦　埼玉大学教授
石川　逸子　詩人、作家
池田こみち　環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生　東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆　前双葉町長
宇都宮健児　元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子　環境・消費者運動
久野　勝治　星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力　福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
小林　　実　十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
後藤　正志　元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
篠永　宣孝　大東文化大学教授
菅井　益郎　国学院大学教授
須永　和博　獨協大学外国語学部
高橋千劔破　作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
田中　　司　立教小学校元校長
暉峻　淑子　埼玉大学名誉教授
松本　昌次　編集者・影書房
三浦　　衛　図書出版・春風社代表
水島　宏明　ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次　立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉　東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）▶ ウェブサイト：http://fukusaishien.com/
＊吉廣慶子（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582